

国家戦略特区の規制改革メニュー一覧

(平成30年4月1日現在)

※赤枠は仙台市で活用中の規制改革メニュー

分野	No.	項目	概要
都市再生	158	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し	<p>▼居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、以下の認可等をワンストップ化。</p> <p>(1) 民間都市再生事業計画の認定(国家戦略民間都市再生事業)</p> <p>(2) 土地区画整理事業の認可(国家戦略土地区画整理事業)</p> <p>(3) 都市計画の決定又は変更(国家戦略都市計画建築物等整備事業)</p> <p>(4) 開発行為の許可(国家戦略開発事業)</p> <p>(5) 都市計画事業の認可又は承認(国家戦略都市計画施設整備事業)</p> <p>(6) 市街地再開発事業の認可(国家戦略市街地再開発事業)</p> <p>▼特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワンストップ)。(国家戦略建築物整備事業)</p> <p>▼グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。(国家戦略住宅整備事業)</p>
	9	エリアマネジメントの民間開放(道路の占用基準の緩和)	国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件(道路敷地以外に場所がないこと)の適用を除外。
	10	航空法の高さ制限に係る特例	建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを実施。
	11	汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目の限定	特区内において自然由来特例区域内から区域外へ土壌を搬出する際に行う認定調査の調査対象物質(通常25種類)を、区域指定対象物質のみに限定。
	12	民間事業者による公社管理有料道路の運営の可能化	地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
創業	13	開業ワンストップセンターの設置	外国人や外国企業の開業促進のため、登記、税務、社会保険等の法人設立や事業開始時に必要な各種申請等のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に実施。
	14	公証人の公証役場外における定款認証	公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。
	15	空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和	ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を30日前から7日前に短縮。
	16・17	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化	<p>▼スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。</p> <p>▼国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター(仮称)」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。</p>
	18	NPO法人の設立手続きの迅速化	ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間を2か月から2週間に短縮。
19	一般社団法人等への信用保証制度の適用	一般社団法人及び一般財団法人に関して、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。	
20	多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置	テレワーク等多様な働き方を普及させることにより、企業の働き方改革を推進し優秀な人材を確保するとともに、生産性を高め、企業の国際競争力を強化するため、国と地方公共団体が連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワンストップで行う「テレワーク推進センター」を設置する。	
外国人材	21	外国人家事支援人材の活用	女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。
	22	創業人材等の多様な外国人の受入れ促進	創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を条件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和(見込みで可)。
	23	クールジャパン外国人材の受入れ促進 クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進	<p>アニメ・ゲーム等のクリエイターや和食料理人材など、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進するための施策の推進、情報提供等を行う。</p> <p>クールジャパン・インバウンド対応分野の外国人材に係る受入れ要望がなされた場合に、区域会議において、関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、現行の上陸許可基準の代替措置を設けることにより、専門的・技術的分野の外国人材がより柔軟かつ適切に入国・在留・就労する機会の拡大を図る。</p>

分野	No.	項目	概要
外国人材	24	外国人を雇用しようとする事業主への援助（相談センターの設置）	国家戦略特別区域会議の下に、専門の弁護士・行政書士などで構成される相談センターを設置し、企業等に対し各種相談や情報提供等を行うとともに、在留資格の許可・不許可に係る具体的事例の整理・分析を行う。
	25	農業支援外国人材の受入れ	産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。
観光	26	滞在施設の旅館業法の適用除外	外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞りに必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法の適用を除外。
	27	旅館業法の特例となる不動産への重要事項説明義務がないことの明確化	国家戦略特区における旅館業法の特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞り者への重要事項説明が不要であることを明確化。
	28	古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外	地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、ビデオカメラが設置され、緊急時の対応の体制が整備されている場合はフロント設置義務の適用を除外。
	29	過疎地等での自家用自動車の活用拡大	過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定。
	30	民間と連携した出入国手続等の迅速化	外国人観光客に対する空港等での手続を迅速・快適なものにするため、出入国に際して必要な手続について、民間事業者等との十分な連携の下、必要な施策を講ずる。
	31	道の駅の設置者の民間拡大	国家戦略特区においては、「道の駅」の設置主体を、市町村又はそれに代わり得る公的主体に限らず、市町村との協定の締結等を前提に、民間事業者に拡大する。
	32	農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除	観光庁長官が実施する研修を終了した者について、地域のニーズに応じて国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する。
医療	33	国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁	二国間協定に基づく外国医師については、自国民のみを診療することに限る取り扱いと整理されているが、自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを容認。
	34	外国医師診療所	臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受け入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むのであれば、「単独の診療所」にも拡充。
	35	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認	都道府県知事は、世界最高水準の高度な医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。
	36	保険外併用療養の特例	臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において、医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって、国内未承認のもの又は海外承認済みか否かに関わらず、国内承認済みの医薬品等を適用外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価。
	37	医学部の新設	国際的な医療人材の育成を目的とする医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象とできる。
	38	医療法人の理事長要件の見直し	医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事は、一定の基準を満たす場合は、医師以外の者を医療法人の理事長として選出することについて迅速に認可。
	39	粒子線治療の研修に係る在留期間の特例	粒子線治療研修を受けることを目的として、外国の医師、看護師、診療放射線技師や、これらに同行する放射線物理学の専門家が入国する場合の在留期間を最長1年から2年に延長。
	40	iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁	再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。
	41	テレビ電話による服薬指導	特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことが可能。
	42	特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化	医療機器の開発初期段階から、必要な試験等に関する助言・指導を行う相談の実施により、革新的医療機器の開発から市販・承認までの期間を大幅に短縮。
43	革新的な医薬品の開発迅速化	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に、臨床研究中核病院等担当のコーディネーター（拠点担当コーディネーター）を必要に応じて設置し、臨床研究中核病院等における医薬品の研究開発を支援する。	
44	可搬型PET装置のMRI室での使用	PET検査薬を用いた可搬型PET装置による撮影を、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で、MRI室において行うことを可能とする。	
45	臨床試験専用病床の施設基準の緩和	治験その他の臨床試験であって、健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。	
介護	46	ユニット型指定介護老人福祉施設の設備基準の特例	ユニット（小グループ）型指定介護老人福祉施設において介護ロボットを導入し実証実験を行う場合には、共同生活室の基準（現行1ユニットにつき1室）を、隣接する2つのユニットの入居者が交流し共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして条例で定めることを容認。

税制面の支援

(平成28年12月12日現在)

項目	支援対象事業	支援内容												
<p>● 設備投資した場合における特別償却または法人税額の特別控除 (法人税〈特別償却は、法人住民税、法人事業税にも適用〉) 【国家戦略特別区域法(以下「特区法」)第27条の2、同法施行規則第10~11条、租税特別措置法第42条の10】 ※特別償却または税額控除のいずれかを選択</p>	<p>① 規制緩和を活用した事業のうち下表第1号、第2号(特定中核事業)に該当する事業 ② 下表に該当する事業であって指定金融機関から資金の貸し付けを受けて行う事業</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置 (1台あたり2,000万円以上等)</td> <td>50%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>開発研究用器具・備品 (1台あたり1,000万円以上等)</td> <td>50%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物・附属設備・構築物 (合計額が1億円以上)</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当期の法人税額の20%を上限</p>	対象設備	特別償却	税額控除(※)	機械・装置 (1台あたり2,000万円以上等)	50%	15%	開発研究用器具・備品 (1台あたり1,000万円以上等)	50%	15%	建物・附属設備・構築物 (合計額が1億円以上)	25%	8%
対象設備	特別償却	税額控除(※)												
機械・装置 (1台あたり2,000万円以上等)	50%	15%												
開発研究用器具・備品 (1台あたり1,000万円以上等)	50%	15%												
建物・附属設備・構築物 (合計額が1億円以上)	25%	8%												
<p>● 所得控除(法人税) 【特区法第27条の3、同法施行規則第11条の2~5】</p>	<p>規制緩和を活用した事業のうち一定の要件を満たす事業</p>	<p>創業後5年未満の法人税について、所得の金額の20%を所得控除</p>												
<p>● 研究開発税制の特例(法人税) 【特区法第27条の2、租税特別措置法第42条の10】</p>	<p>上記の即時償却の適用を受ける下表の第2号(特定中核事業)に該当する事業</p>	<p>上記の即時償却の適用を受ける開発研究用資産について、減価償却の20%を税額控除 ※当期の法人税額の20%を上限</p>												
<p>● 課税標準の特例(固定資産税) 【地方税法附則第15条第41項、同法施行規則第6条第67項】</p>	<p>下表の第2号(特定中核事業)のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業</p>	<p>研究開発の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする。</p>												
<p>● 民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例(所得税、法人税、個人住民税) 【特区法第27条の4、同法施行規則第12条】</p>	<p>土地面積が500㎡以上で、一定の要件を満たす事業</p>	<p>一定の民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減 (長期譲渡所得2,000万円以下の部分について税率を軽減〈所得税:15%→10%、個人住民税:5%→4%〉等)</p>												
<p>● エンジェル税制(※)の特例 (所得税、個人住民税) 【特区法第27条の5、同法施行規則第13~17条】 ※設立間もない一定の企業へ投資した個人に対する税制優遇制度</p>	<p>中小企業者による規制緩和を活用した事業のうち下表第1号イ((1)~(3)、(5)に限る)、ハ、第2号に該当する事業等</p>	<p>エンジェル税制の対象となる企業の要件について、直前期末までの営業キャッシュフローの赤字要件を撤廃等</p>												

金融面の支援

(平成28年12月12日現在)

項目	支援対象事業	支援内容
<p>● 利子補給金の支給</p>	<p>下表に該当する事業であって指定金融機関から資金の貸し付けを受けて行う事業</p>	<p>ベンチャー企業等の先駆的な事業に必要な資金の貸し付けに対し、利子補給金を支給 (支給期間:5年間、利子補給率:0.7%以内)</p>

上記税制・金融支援の対象となる事業

(平成28年12月12日現在)

区分	分野	事業内容
第1号	イ 医療	(1) 高度医療に係る医薬品・医療機器の研究開発・製造(施設・設備の整備・運営を含む)
		(2) 高度再生医療の研究開発等(施設・設備の整備・運営を含む)
		(3) 医療・介護用ロボットの研究開発・製造(施設・設備の整備・運営を含む)
		(4) 高度医療に係る治験・臨床研究(施設・設備の整備・運営を含む)
		(5) 医療情報システムの研究開発(施設・設備の整備・運営を含む)
		(6) 高度医療施設等の整備・運営
		(7) 高度医療施設等に近接した宿泊施設の整備・運営
		(8) 高度医療施設等への外国人患者の受入れに必要な渡航手続代行・通訳案内等
	ロ 国際ビジネス	(1) 複数の多国籍企業が行う事業を統括する事業
		(2) 国際会議等の参加者が利用する集会施設・宿泊施設・文化施設等の整備・運営等
		(3) 国際会議等への外国人の参加に必要な渡航代行手続・通訳案内等
		(4) 外国会社勤務者等の子女を対象とした外国語による教育
		(5) インターナショナルスクール等の整備
		(6) 外国語による医療の提供
		(7) 新たに事業を行う外国会社等への施設・設備提供、経営管理支援
		(8) 外国会社・その従業員等を対象とした、ビジネス・日常生活等に関する外国語による情報提供等
		(9) 外国人の中長期滞在に適した施設を使用させる事業等
	ハ 農業	付加価値の高い農林水産物・加工食品の研究開発等(施設・設備の整備・運営を含む)
イ 先端的で国際競争力の高い医薬品の研究開発・製造		
第2号 (特定中核事業)	医療	ロ 先端的な再生医療の研究
	ハ 再生医療等に係る医療機器の先端的な研究開発	
	農業	ニ 革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発